

いつもお世話になっております。事務所だよりの5月号をお届けしますのでご査収下さいますようお願い申し上げます。

20年度税制改正と21年度税制改正 < 法人税について >

1. 20年度税制改正について(一部抜粋)

20年度税制改正でh20.4.1以後開始事業年度から適用されるもの

(1) 減価償却の改正

機械装置を中心に耐用年数区分(業種)が390区分から55区分になり、あわせて法定耐用年数が見直されました。

なお、業種によって耐用年数が短くなるものと、長くなるものがあります。

例 金属加工機械製造設備 (旧: 10年) (新: 9年)

例 クリーニング設備 (旧: 7年) (新: 13年)

(2) 教育訓練費に係る税額控除制度(h23.3.31まで期限延長)

中小企業について労務費に占める教育訓練費の割合が中小企業のほぼ平均である0.15%以上の場合に、教育訓練費の総額の8~12%を税額控除(法人税額の20%を限度)できます。

(3) 欠損金の繰戻し還付制度(中小企業特例)(h22.3.31まで)

欠損金の繰戻しによる還付の不適用制度の適用除外措置の適用期限が2年延長されています。

青色申告書を提出する設立後5年以内の中小企業に限り、欠損金を前事業年度の所得に繰戻して、既に納付済みの法人税額の還付を請求できる制度です。

$$\text{還付請求金額} = \text{前事業年度の法人税額} \times \frac{\text{当事業年度の欠損金額}}{\text{前事業年度の所得金額}}$$

(4) 少額減価償却資産の一括損金算入制度(h22.3.31まで)

一個の取得価額が30万円未満の少額減価償却資産で、その年間合計金額が上限300万円までについては、その取得時に損金算入できる特例制度の適用期限が2年延長されています。

(5) 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却または特別税額控除制度(h22.3.31まで)

一定額以上の機械装置・器具備品・ソフトウェア・普通貨物自動車を購入した場合には、その取得価額の30%を特別償却費として経費として計上またはその取得価額の7%を法人税額から控除する制度の適用期限が2年延長されています。

(6) その他

試験研究開発にかかる特別税額控除制度の拡充(h22.3.31まで)

特定公益増進法人等への寄附金の損金算入限度額の拡大 など

2. 21年度税制改正について(一部抜粋)

「所得税法等の一部を改正する法律」が国会で可決・成立しました。(平成21年3月27日)

(1) 中小企業の年間800万円以下の所得に対する法人税率を2.2%から1.8%に引き下げ(h21.4.1-h23.3.31まで)

(2) 資本金1億円以下等の中小法人等のみ欠損金の繰戻し還付制度が適用できる(h21.2.1以後終了事業年度から)

(注) 設立後5年以内の制限が撤廃されました(上記1(3)参照)

(3) エネ革税制設備は2年間即時償却(h21.4.1-h23.3.31の間に取得した天然ガス自動車・太陽光発電設備など)

(4) 土地譲渡益からの1000万円特別控除制度(h21~h22年中に取得し、5年超保有後に売却したもの)

(5) 土地の先行取得をした場合の課税の特例制度(h21~h22年中に土地取得...販売用土地除く)

その取得した土地以外の土地を一定期間内に売却した場合に譲渡益の80%・60%を繰延べ(圧縮記帳)

(6) その他

棚卸資産の評価方法のうち、後入先出法及び単純平均法が適用できなくなります。

試験研究費の特別税額控除制度の範囲拡大。

優良賃貸住宅を新築した場合の割増償却制度の割増率の見直し。

など